

開庁する時間
土曜日午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時までを除く。祝日と土曜日が重なる日は開庁しません。)



市役所の時間外開庁の試行を継続します
昨年10月から開始した毎週土曜日の開庁と毎週水曜日の開庁時間延長は6月末で試行期間が終了しますが、夏季期間の利用状況等を検証するため、引き続き9月まで試行実施します。
ただし、8月7日(土)は「第54回福生七夕まつり」と重なるため開庁しません。

取扱業務
すべての業務を行います
が、一部除かれる業務がありますので、ご注意ください。
また、保育園・児童館、社会教育施設や体育施設の開館日・開館時間は現行どおりです。

水曜日午前8時30分～午後9時(祝日は開庁しません。)
取扱業務
すべての業務を行います
が、一部除かれる業務がありますので、ご注意ください。
また、保育園・児童館、社会教育施設や体育施設の開館日・開館時間は現行どおりです。

取り扱えない業務
①学校の事務及び用務、給
②他の機関の確認が必要な業務は取り扱えませんので、事前に各担当へ確認してください。
③水道料金の納入は、納期内の納入通知書がないと取り扱えませんのでご注意ください。

問合せ企画調整課企画調整担当
※市役所前の駐車場は、開庁時間内に用事のある方以外の駐車はできません。

食事務・調理、選挙事務、監査事務、契約・検査事務。
②他の機関の確認が必要な業務は取り扱えませんので、事前に各担当へ確認してください。
③水道料金の納入は、納期内の納入通知書がないと取り扱えませんのでご注意ください。

《納期内納税にご協力を》
今月は、市・都民税(第1期)の納期です。口座振替を利用している方は、残高不足にならないように注意してください。
《納め忘れはありませんか》
次のとおり納期限は過ぎております。
◎固定資産税・都市計画税第1期(5月31日)
◎軽自動車税全期(5月31日)
問合せ収納課収納係

市税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。
“手続きは簡単です。”
くわしくは、収納課収納係へ。

福生市税賦課徴収条例の一部改正

福生市税賦課徴収条例の一部が、改正されましたので主な改正事項についてお知らせします。

個人市民税

1. 個人市民税均等割の変更＝均等割の人口段階別の税率区分を廃止し、税率を年額3,000円(現行年額2,500円)に統一する。

現行	改正
人口50万以上の市	3,000円
人口5万以上50万未満の市	3,000円
その他の市及び町村	2,000円

□施行期日:平成16年4月1日(平成16年度の課税から適用になります。)

2. 生計同一の妻に対する均等割の非課税措置の廃止＝均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する非課税措置を、平成17年度から段階的に廃止する。(平成17年度分は2分の1課税、平成18年度分から全額課税になります。)

□施行期日:平成16年4月1日(平成17年度の課税から適用になります。)

3. 老年者控除の廃止＝65歳以上で合計所得金額1,000万円以下の納税義務者にかかる、所得控除額48万円を廃止する。

□施行期日:平成17年1月1日(平成18年度の課税から適用になります。)

4. 土地等の長期譲渡所得課税の軽減＝譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超える土地・建物等にかかる譲渡益に対する税率を4%から3.4%に引き下げる。なお、100万円の特別控除は廃止する。

□施行期日:平成16年4月1日(平成17年度の課税から適用になります。)

5. 土地等の短期譲渡所得課税の軽減＝譲渡の年の1月1日において所有期間が5年以下の土地・建物等にかかる譲渡益に対する税率を、9%か総合課税の上積税額の110%のいずれか多い税額から一律6%に引き下げる。

□施行期日:平成16年4月1日(平成17年度の課税から適用になります。)

6. 非上場株式等の譲渡所得課税の軽減＝譲渡益に対する税率を4%から3.4%に引き下げる。

□施行期日:平成16年4月1日(平成17年度の課税から適用になります。)

7. 所得割および均等割の非課税限度額の引き下げ＝非課税限度額は、所得割については生活保護基準額を、均等割については生活扶助基準額を勘案して設定されており、これらの基準額の改正を踏まえ、下表のとおり引き下げます。

□施行期日:平成16年4月1日(平成16年度の課税から適用になります。)

個人市民税所得割および均等割の非課税限度額	
①所得割の非課税限度額	
<改正>	所得金額≤35万円×家族数+加算額35万円
<現行>	所得金額≤35万円×家族数+加算額36万円
②均等割の非課税限度額	
<改正>	所得金額≤35万円×家族数+加算額22万円
<現行>	所得金額≤35万円×家族数+加算額24万円

※注 ①および②の加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算

問合せ課税課市民税係

7月の無料相談 ※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権の上相談 行政相談	7日(水)		商工会館 2階会議室	
登記相談	1日(木)			
法律相談	9日(金) 14日(水) 21日(水) 28日(水)	午後1時30分 ～4時30分	市役所1階 市民相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日の6日前から電話で 市民相談係へ。
交通事故相談	15日(木)			相談日以外は、東京都都民の 声課☎03・5320・7733
税務相談	22日(木)			
女性悩みごと相談	福生市 14日(水) 28日(水)	午前9時30分 ～ 午後0時20分	市役所1階 市民相談室	福生市・羽村市在住の女性の方 でしたらどちらの市へ申し 込まれてもかまいません。 予約制で先着3人まで(1人50 分以内)予約は、相談日の2週 間前から電話で福生市市民 相談係☎551・1511、羽村市市民 相談係☎555・1111へ。
羽村市との 共同事業	羽村市 7日(水) 21日(水)	午後1時30分 ～4時20分	羽村市役所 東庁舎1階 福祉事務所内 相談室	
少年相談	16日(金)	午前9時 ～午後5時	市役所1階 市民相談室	予約制、市民相談係へ。相談日 以外は警視庁八王子少年セン ター☎0426・42・1677へ。
高齢者職業相談	20日(火)	午後1時30分 ～4時30分	市役所1階 市民相談室	おおむね55歳以上の方が対象 です。
介護保険相談	毎週火曜 ・水曜日	午前9時 ～午後4時	市役所1階 介護福祉課	
消費者相談	毎週月曜 ・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	第3庁舎 2階相談室	
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時 ～4時	福祉 センター	
金融相談	15日(木)	午後1時30分 ～3時30分	商工会館 1階研修室	商工会☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、教育相談(直通☎551・7700)は、各部署で毎日行っておりますのでお気軽にご相談ください。

平成15年度の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年度比	飛行回数	前年度比
飛行総数	12,754	2,689	2,875	787
昼間(午前7時～午後7時)	10,493	2,157	2,242	628
夕刻(午後7時～午後10時)	1,987	503	604	9
夜間(午後10時～午前7時)	274	29	29	150
最高音圧レベル(デシベル)	121	0	102	4

5月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係

測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	865	-389	186	-161
昼間(午前7時～午後7時)	646	-405	122	-167
夕刻(午後7時～午後10時)	195	22	64	7
夜間(午後10時～午前7時)	24	-6	0	-1
最高音圧レベル(デシベル)	115	-3	85	-7

《聴覚障害者の方へ》広報や市のお知らせなどの問い合わせは、☎552・5150(社会福祉課FAX)をご利用ください。問合せ 秘書広報課市民相談係